

## 第4章 流水の正常な機能の維持に関する事項

### 第1節 流水の正常な機能の維持に関する現況と課題

圏域内の河川水は、主に沿川の水田の農業用水として利用されています。下総台地上の畑地については「北総東部用水」、「成田用水」などの事業により、利根川からかんがい用水が供給されています。

印旛沼では、流域内河川の流入水の利用と酒直機場を通じて利根川より供給される最大20m<sup>3</sup>/sの流水を利用した印旛沼開発事業により、工業用水（5.00m<sup>3</sup>/s）、農業用水（19.12m<sup>3</sup>/s）の取水が行われており、千葉県<sup>さかなおきしょう</sup>の産業と生活を支える水ガメとなっています。

関東地方の渇水は、平成2年、平成6年、平成8年、平成13年に発生しており、利根川の取水制限が行われましたが、圏域内の河川では、農業や動植物の生育・生息環境に大きな影響を及ぼすような利水障害に至っておらず、また、塩害についても生じていません。

河川	取水目的	取水箇所	取水量 (m <sup>3</sup> /s)	受益面積 (ha)	水利権者
尾羽根川	農業用水	3	0.158	160.0	成田用水土地改良区
根木名川	農業用水	2	0.059	26.7	東和田、川栗水利組合
十日川	農業用水	3	0.331	139.2	根木名川土地改良区
竜台川	農業用水	1	0.028	13.9	成田北部土地改良区
長門川	上水道	1	0.100		長門川企業団
	農業用水	2	3.962	1,291.7	印旛沼土地改良区
将監川	農業用水	1	0.737	238.5	農林水産大臣
北印旛沼	農業用水	4	7.264	2,420.9	農林水産大臣
印旛捷水路	農業用水	2	0.128	42.8	農林水産大臣
西印旛沼	上水道	1	2.070		千葉県
	農業用水	8	4.778	1,573.9	農林水産大臣
	※工業用水	1	5.000		千葉県
	※※工業用水	1	1.510		千葉県
	工業用水	1	1.800		川崎製鉄
鹿島川	農業用水	14	2.255	750.8	千葉県知事、印旛沼、富里土地改良区
印旛放水路(上流部)	農業用水	15	2.108	693.3	農林水産大臣(印旛沼土地改良区)
神崎川	農業用水	3	0.306	80.0	印旛沼土地改良区
桑納川	農業用水	1	0.191	42.0	桑納川沿岸土地改良区
印旛放水路(下流部)	農業用水	3	1.200	763.8	印旛沼、天戸、畑土地改良区
弁天川	農業用水	2	0.384	104.7	手賀沼、木下土地改良区
下手賀川	農業用水	1	0.088	43.0	手賀沼土地改良区
手賀沼	農業用水	9	8.220	2,691.3	農林水産大臣、高野山揚水共同施工組合
小計	上水道	2	2.170		
	農業用水	74	32.197	11,076.5	
	工業用水	3	8.310		
合計		79	42.677	22,153.0	

※取水口・水利権は鹿島川に設置されているが、印旛沼の水を引き込んでいるため、印旛沼に含めた。

※※湯西川ダム、ハツ場ダム、印旛沼等の暫定水利権量0.87m<sup>3</sup>/sを含んでいる。

表3 手賀沼・印旛沼・根木名川圏域内の水利権量

水循環の見通しは、手賀沼流域下水道と印旛沼流域下水道の整備に伴い、流域外への放流が増大していることから、河川水の減少が懸念されています。

圏域内の河川では、印旛沼と鹿島川で流量観測が行われているものの、利根川や沼の背水の影響もあり、河川流況<sup>りゅうきょう</sup>の把握が難しい状況です。また、各種用水の取水、農業用水の還元等、水収支<sup>みずしゅうし</sup>が複雑であるため、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は設定していない状況です。

## 第2節 流水の正常な機能の維持に関する目標

圏域内の河川において、農業や動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすような塩害・濁水は、特に発生していないことから、現在の河川流況を保持するように努めるものとします。

また、利水、動植物の生息・生育、景観、漁業、流水の清潔の保持など、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定に努めるものとします。

## 第3節 流水の正常な機能の維持に関する内容

現況の河川流況を保持するため、関係機関や地域住民との連携を図り、浸透施設の設置などを推進するほか、圏域内の森林や農地、ため池等の保全に係る取り組みとも協力しながら、健全な水循環系<sup>みずじゆんかんけい</sup>の構築に努めます。また、必要に応じて流況改善施設について検討・実施を行います。

一方、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定にあたっては、利水、動植物の生息・生育環境、景観、流水の清潔の保持等、様々な観点から検討が必要であり、水文観測を継続的に実施して河川流況の把握に努めるとともに、各用水の取水・還元等の実態調査、自然環境調査などを行い、河川現況の把握に努めるものとします。